

「今後の物流政策の基本的な方向性等について」
に関する基本政策部会・物流部会における
審議の中間取りまとめ(案)

平成27年8月

社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会
交通政策審議会交通体系分科会物流部会

目次

はじめに	P1
I. 物流を取り巻く社会経済状況の変化	P3
II. 物流政策の基本的な方向性について	P5
1. 「国土のグランドデザイン2050」、「社会資本整備重点計画」、「交通政策基本計画」等を踏まえた、中長期的な物流政策の進め方(検討の視点①関係)	P6
III. 今後の物流政策の具体化に向けた取組について	P13
2. モーダルシフトの更なる展開やトラック輸送の更なる効率化に向けた施策のあり方(検討の視点②関係)	P13
3. 国際コンテナ戦略港湾(京浜港、阪神港)、貨物鉄道等の既存インフラ施策とソフト施策との連携を通じたストック効果の一層の発現の観点からの物流の高度化・効率化に向けた施策のあり方(検討の視点③関係)	P19
4. 大都市の活力を物流面から更に高める観点からの施策のあり方(検討の視点④関係)	P22
5. 過疎地等における持続可能な物流ネットワークの構築に向けた施策のあり方(検討の視点⑤関係)	P25
6. 物流施設の機能強化や災害対応力向上に向けた施策のあり方(検討の視点⑥関係)	P28
7. 物流分野での先進的技術の導入・活用に向けた施策のあり方(検討の視点⑦関係)	P30
8. 物流事業者の国際競争力の強化に向けた施策のあり方(検討の視点⑧関係)	P31
9. その他	P32
IV. 今後の進め方に関する留意点	P33

1 はじめに

2
3 これまで、物流政策については、総合物流施策大綱に基づき、関係省庁の
4 連携の下、関係施策の推進が図られてきており、「国土のグランドデザイン2
5 050」、「国土形成計画」、「社会資本整備重点計画」、「交通政策基本計画」等
6 の国の計画・方針と一体となって取組を進めてきたところである。

7 先般、今後の物流政策の基本的な方向性等の検討のために、平成27年4月
8 に、交通政策審議会交通体系分科会に「物流部会」が設置されるとともに、
9 同年4月30日には社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会と交通政策審
10 議会交通体系分科会物流部会の合同会議での検討が開始された。この中で、
11 それぞれの部会の下に設置する小委員会において、具体の検討を進めること
12 とされたところである。

13
14 今後の物流政策の基本的な方向性等を検討するに当たり、本年4月30日の
15 合同部会では、以下の「検討の視点」が示された。

- 16
17 ①「国土のグランドデザイン2050」、「社会資本整備重点計画」、「交通政策
18 基本計画」等を踏まえ、中長期的な物流政策をどのように進めるべきか。
- 19 ②モーダルシフトの更なる展開やトラック輸送の更なる効率化に向けて、
20 どのような施策を講じるべきか。
- 21 ③国際コンテナ戦略港湾（京浜港、阪神港）、貨物鉄道等の既存インフラ
22 施策とソフト施策との連携を通じたストック効果の一層の発現の観点か
23 らの物流の高度化・効率化に向けて、どのような施策を講じるべきか。
- 24 ④大都市の活力を物流面から更に高める観点から、どのような施策を講じ
25 るべきか。
- 26 ⑤過疎地等における持続可能な物流ネットワークの構築に向けて、どのよ
27 うな施策を講じるべきか。
- 28 ⑥物流施設の機能強化や災害対応力向上に向けて、どのような施策を講じ
29 るべきか。
- 30 ⑦物流分野での先進的技術の導入・活用に向けて、どのような施策を講じ
31 るべきか。
- 32 ⑧物流事業者の国際競争力の強化に向けて、どのような施策を講じるべき
33 か。

34
35 本中間取りまとめは、物流小委員会、物流体系小委員会、物流サービス小
36 委員会における審議の中間取りまとめを踏まえ、今後具体化すべき施策等に

1 ついて中間的に整理したものである。

2

3 また、本中間取りまとめにおいては、施策の検討の前提である「物流を取
4 り巻く社会経済状況の変化」を第Ⅰ章で取り扱うほか、「検討の視点」①に
5 ついて、「物流政策の基本的な方向性について」として第Ⅱ章で取り扱い、「検
6 討の視点」②から⑧までについて、「今後の物流政策の具体化に向けた取組
7 について」として第Ⅲ章で取り扱うこととする。

8

9 なお、便宜上、第Ⅱ章・第Ⅲ章における項目等に付した番号は、当該検討
10 の視点に付した番号に合わせたものとしている。

11

12 今後は、各小委員会を中心に、引き続き、先進的技術の導入・活用に向け
13 た施策（⑦）、物流事業者の国際競争力の強化に向けた施策（⑧）を含め、
14 各「検討の視点」について議論を深めるとともに、各業界団体等から回答さ
15 れた意見を踏まえ、新たに追加すべきと考えられる論点も随時検討の対象に
16 追加する。

1 I. 物流を取り巻く社会経済状況の変化

2

3 (1) 人口減少・少子高齢化の進行

4

5 我が国は、全国的に本格的な人口減少社会を迎え、特に地方においては人
6 口減少の進行が著しくなっている。また、総人口の減少と同時に、高齢化も
7 未曾有のスピードで進んでおり、生産年齢人口は2030年には現在の約8割、
8 2060年には現在の半分近くまで減少するおそれがある。

9 近年、物流分野における労働力不足が顕在化しており、少子化に伴う労働
10 力人口の減少により、中長期的には、人材の確保がより困難になっていく可
11 能性がある。特に、中高年層への依存が強いトラック運転者や内航船員につ
12 いては、これら中高年層の退職に伴い、今後、深刻な人手不足に陥るおそれ
13 もある。

14 また、過疎地や離島等の条件不利地域においては、人口減少により人口が
15 薄く分散する状況が拡がると、これらの地域における宅配便の配送効率が大
16 幅に低下し、日用品の入手にも支障を来す可能性がある。今後、過疎化や高
17 齢化の更なる進行が見込まれることを踏まえると、地域に必要な物流サービ
18 スを持続的に確保していくためには、個々の物流事業者による取組だけでは
19 不十分であり、自治体の主体的な関与の下、地域の関係者が連携し、必要な
20 施策を講じることが求められている。

21

22 (2) 国際競争の激化と本邦企業のアジア域内での経済活動の活発化

23

24 海外との熾烈な競争の下で、我が国製造業は、生産拠点の立地の最適化を
25 図っており、付加価値の高い分野を国内に残しつつも、海外生産を増加させ、
26 日本を含めたアジア域内での調達・生産・販売網の拡大を進めている。また、
27 我が国の流通業等も、経済成長が著しいアジア市場を取り込むため、アジア
28 各国への進出を拡大している。このような我が国製造業、流通業等の海外展
29 開の進展に伴うボーダレスなグローバル・サプライチェーンが深化してお
30 り、我が国の物流事業者が、これら企業に対し質の高い物流サービスを提供
31 することを通じて、我が国製造業、流通業等の海外展開を支えていくことが
32 重要となっている。

33 また、これに加え、中長期的には人口減少等により我が国の国内貨物輸送
34 量の減少も見込まれる中で、急速に拡大しているアジアの物流需要の成長を
35 取り込み、物流事業者自らの成長につなげていくことも重要となっている。

36 さらに、我が国の質の高い物流システムを展開することなどにより、ア

1 ジア全体の経済成長にも貢献していくことが重要となっている。

2 これらの目的の下に、我が国物流事業者の国際競争力を高め、日系企業の
3 物流需要及びそれ以外の現地の物流需要を獲得し、物流ネットワークの強化
4 を図り、アジア物流圏全体の効率化を進めていく必要がある。

6 (3)情報通信技術(ICT)等の技術革新

8 近年のコンピュータの処理能力の飛躍的な発展等に伴う I C T の急速な進
9 化は、社会経済に多様な変化をもたらし、I C T の利用が企業活動や国民の
10 生活に着実に普及してきている。また、あらゆるものがインターネットに接
11 続する I o T (Internet of Things) 時代の到来により、様々な産業分野
12 において「第四次産業革命」とも呼ぶべき大変革に向けた動きが活発になっ
13 ており、物流分野についても、このような動きへの対応を迫られている。

14 このような技術革新は、物流分野が抱える様々な課題の解決につながると
15 ともに、物流を含む我が国経済社会全体の生産性を大幅に向上させる可能性
16 を秘めており、I o T やビッグデータ、I T S (高度道路情報システム)、
17 鮮度保持技術、自動走行システム、パワーアシストスーツ、小型無人機等の
18 最新技術を活用して、さらなる物流の効率化、高度化につなげていくことが
19 重要である。また、これらの技術を最大限に活用するための環境を整えるこ
20 とが求められている。

22 (4)災害リスクの高まり

24 首都直下地震や南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70%と予測されて
25 いるところであり、また、2014年8月の広島における土砂災害に象徴される
26 局地的大雨や巨大台風による被害が頻発するなど、我が国では災害のリスク
27 が常に高い状況にある。

28 物流については、東日本大震災をきっかけに、資源・エネルギー・原材料・
29 食料等の生産活動や国民生活に必要な物資の供給活動の停止が発生するな
30 ど、自然災害による物流網の寸断がサプライチェーンと地域経済に与える影
31 響が明らかとなった。物流は支援物資輸送を担うなど被災後の復旧・復興に
32 欠かせない重要インフラであるため、常に被災時のオペレーションを想定し
33 て備えておくことが必要である。

1 (5)地球環境問題とエネルギー制約

2

3 我が国のCO₂排出量のうち、運輸部門からの排出量は17.1%（2013年度）
4 であり、CO₂排出の一大セクターとなっている。我が国の物流分野におい
5 ては、「京都議定書目標達成計画」（2005年4月28日閣議決定）の下、交通流
6 対策やモーダルシフトを始め各種の環境負荷低減対策を講じた結果、2011年
7 度において、基準年（1990年度）比でマイナス17.1%の大幅なCO₂排出量
8 削減が達成されたところである。

9 しかしながら、今後のアジアを始めとする各国の経済成長等に伴って、世
10 界的なエネルギー消費量の増加が見込まれ、世界全体のCO₂排出量の大幅
11 削減は、引き続き重要な課題である。

12 加えて、我が国では、東日本大震災後、化石燃料に対する依存度が上昇傾
13 向にあり、物流分野のエネルギー使用量の削減は、CO₂削減の観点のみな
14 らず、エネルギーセキュリティの観点からも、より一層重要な課題となっ
15 ている。

1 II. 物流政策の基本的な方向性について

1. 「国土のグランドデザイン2050」、「社会資本整備重点計画」、「交通政策基本計画」等を踏まえた、中長期的な物流政策の進め方(検討の視点①関係)

＜i＞物流政策全体に共通する基本的な考え方

1-1. 物流に関する国の他の計画等との調和の必要性

中長期的な視点で物流政策を捉え、進むべき方向性を示す上では、「国土のグランドデザイン2050」、「国土形成計画」、「社会資本整備重点計画」、「交通政策基本計画」等の国の計画・方針を踏まえ、これらの計画等を具体化し、連携・整合を図ることが重要であり、さらに、具体の事業・施策の推進に当たっては、これらと一体となって取組を進めていくことが重要である。

国土のあり方に関する国の方針として、「国土のグランドデザイン2050」（平成26年7月公表）においては、「対流促進型国土」、「多様性と連携」、「コンパクト+ネットワーク」といった、今後の国土づくりの理念・考え方が示された。

また、「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえ、平成27年8月に新たな「国土形成計画（全国計画）」が策定され、国土の基本構造として重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」により「対流促進型国土」の形成を図ることが示された。具体的な方向性としては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」、「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」、「国土づくりを支える参画と連携」といった柱が打ち出されている。

現在審議中の第4次社会資本整備重点計画（原案）においては、社会資本整備が直面する4つの構造的課題（加速するインフラ老朽化、脆弱国土（切迫する巨大地震、激甚化する気象災害）、人口減少に伴う地方の疲弊、激化する国際競争）に対応し、社会資本のストック効果が最大限発揮されるよう、既存施設に係る戦略的メンテナンスと有効活用（賢く使う取組）に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的、役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、優先度や時間軸を考慮した選択と集中の徹底を図ること等が示されている。

また、社会資本整備重点計画に基づく事業・施策の推進にあたっては、

1 「国土のグランドデザイン2050」の具体化に向け、国土形成計画と調和
2 を図るとともに、交通政策基本計画と「車の両輪」として連携・整合を
3 図り、相互の取組の相乗効果が図れるよう一体的に実行できるようにし
4 ていくことが重要である、としている。

5 交通政策基本法に基づき策定された「交通政策基本計画」（平成27年2
6 月閣議決定）においては、2020年までを視野に、

- 7 ・「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」
- 8 ・「成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワー
9 クの構築」
- 10 ・「持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」

11 という全体の基本方針の下に各種の講ずべき施策が示されているところ
12 である。

13 この中で、物流に関しては、「過疎地物流の確保策」、「国際コンテナ戦
14 略港湾政策の深化」、「三大都市圏環状道路や港湾へのアクセス道路等の
15 重点的な整備」、「国際海上物流システムの改善」、「国内外一体となった
16 シームレスな物流の推進」、「鉄道による貨物輸送の拡大」、「我が国の規
17 格、基準、システム等の国際標準化」、「(海外進出に当たって) 現地の有
18 能な人材の確保・育成」、「災害に強い物流システムの実現」、「輸送を支
19 える技能者、技術者の確保や労働条件・職場環境の改善」、「交通関連事
20 業の人材確保に向けた若年層、女性、高齢者の活用方策の検討」、「モー
21 ダルシフト等による物流の省労働力化」、「荷主と物流事業者の連携強化
22 によるトラック輸送の効率化」、「更なるモーダルシフトの推進や輸送の
23 省エネ化など、環境に優しいグリーン物流の実現方策の検討」といった
24 具体的な取組が位置づけられているところである。

25 また、政府全体で物流政策の総合的・一体的な推進を図るための中期
26 ビジョンとして1997年から総合物流施策大綱が策定されてきているが、
27 第5次大綱である「総合物流施策大綱（2013－2017）」においては、「産
28 業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組」、「さらな
29 る環境負荷の低減に向けた取組」、「安全・安心の確保に向けた取組」の
30 三本の柱に沿って、推進すべき具体的施策を示しているところである。

31 物流は国民生活の基盤や我が国の経済成長を支える社会インフラとし
32 て重要な役割を担っているため、そのあり方については、このような国
33 の全体的な計画・方針を踏まえて方向性を示す必要があり、これらの計
34 画等と一体となった具体の取組を進めていくことが重要である。

1-2. 新たな連携で課題解決力を強める

① 物流分野におけるパートナーシップの構築

物流は、これまで物流事業者を始めとする民間事業者のマーケットにおける自由な競争を通じて資源配分の最適化を図ってきたところであるが、「I. 物流を取り巻く社会経済状況の変化」で述べたとおり、人口減少や地球環境問題、災害リスクなど、単にマーケットメカニズムに委ねるのみでは対応することが困難な問題が近年は顕在化している。

これまでも、こうした社会的課題に対応するため、例えばグリーン物流パートナーシップ表彰等の制度を設けて解決に向けた取組を個々に進めてきたところであるが、こうした施策をその他の社会的課題についても従来以上に強力に進めることが社会的な要請となってきた。

すなわち、公共セクターと民間セクター間、民間相互間、国と地方間のような多様な関係者の間で、新たにパートナーシップを構築し、適切な役割分担の下で、課題解決に向けて連携して取組を進めることが極めて重要になってきている。この場合、課題解決に当たって生じるリスクについても、関係者間で適切に分担する必要があることにも留意しなければならない。

課題の解決については、これまでどおり、企業間の競争による創意工夫や切磋琢磨による物流サービスの向上を前提としつつ、同時に、人口減少や地球環境問題を始めとする社会的な課題に関しては、国や自治体、荷主、物流事業者等の多様な関係者の間で新たな連携を構築し、社会システムとしての物流システムの更なる効率化、最適化を進めるべきである。

② 連携促進の方策～物流事業の「見える化」や協議の場作り～

このような連携を広げ、取組を深化させるためには、関係者間での合意形成やその実施を円滑化するための施策（データ、輸送用資機材等の標準化等）を講じていくことが重要である。

例えば、物流事業者におけるKPI (Key Performance Indicator:重要業績評価指標)の導入促進により、物流事業者自らの事業の生産性、最適性等を定量的に明らかにすることによって、荷主と物流事業者が一体となった健全な物流効率化を図ることができる。また、国や自治体、物流事業者、荷主が保有する物流に関するデータを共有することにより、物流システム全体でのトータルの効率化が期待される場所である。

また、関係する主体間の連携を促すための場を公共セクターと民間セクターとが協力して積極的に提供していくことも求められている。

③. 企業や国民の物流に関する理解と協力

物流政策を推進していく上では、企業や国民の物流に関する理解と協力が不可欠である。

例えばデータの共有や、標準化された資機材の使用、宅配便の再配達削減、まちづくりの一環としての物流のあり方の検討等について、荷主や物流事業者のみならず広く利用者も含めた企業や国民の物流に対する理解と協力が、物流に係る社会的な非効率や外部不経済を軽減し、物流を効率化・高度化する上では欠かせない。

このため、物流の公共性や社会的意義を適切に認識した上で、物流を取り巻く諸課題の解決に向け、物流全体として総合的に政策展開力を強化し、社会全体に物流が貢献していくために、物流事業者だけでなく、広く関係業界や一般国民の理解と協力を得ていくことを方針とすべきである。

1-3. 潜在的輸送力を最大限に引き出す

① 社会資本のストック効果の最大化

我が国の経済再生と財政健全化の観点から、高速道路ネットワーク、国際コンテナ戦略港湾、鉄道ネットワーク等の既存のインフラを有効に活用することが求められており、中でも賢く使う取組が重要となっている。

国際コンテナ戦略港湾における「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の取組等の既存のソフト施策に加え、道路を賢く使う取組の確実な推進、高速道路の沿線や臨海部への物流施設の立地促進、コンテナのラウンドユース、更なるモーダルシフトの促進等により、インフラのストック効果を最大限発揮することが必要である。

② 我が国物流システムの更なる高度化

グローバル競争の激化、消費者ニーズの高度化、我が国産業の成長の必要性等は今後とも進展すると見られ、これらに対応した物流の高度化、付加価値向上等への要請はますます強まっている。

物流システムの更なる高度化・効率化、物流事業者による事業運営の効率性・生産性向上や競争力・持続可能性の強化等に向けた取組を強化することにより、インフラストックの有効活用とあわせて潜在的な輸送力を最大限引き出す必要がある。

1-4. 将来の物流のあるべき姿を見据えた骨太で中長期的な物流政策の確立

上記のような点に加え、さらに、将来の社会経済情勢の変化を見据え、その中で物流がどのような役割を果たし、社会に貢献していくか、物流システムとしてどのように発展を遂げていくか、という点も含め、骨太で中長期的な視点に立った物流政策の確立が求められており、今後、年内に予定されている答申に向けて、更に検討を深めていくことが必要である。

< ii > 社会経済情勢の変化への当面の対応方針

1-5. 荷主・消費者ニーズの高度化・多様化への対応

グローバル競争の激化を背景に、物流においては、輸送品質の更なる向上や輸送に付随した新たな付加価値の提供等が求められている。また、インターネット通販の拡大を背景として、貨物の小口化が進行し、件数ベースでの物流量が増加する中、配送時間帯や受取場所の指定等に関して、消費者のニーズがますます多様化している。

他方で、物流活動が集中する大都市の駅周辺や商業地域においては、物流活動による周辺の交通や環境への影響を和らげ、まちの魅力を高めるような意識を持った地域もみられるところである。

こうした国内外、産業界及び消費者からのニーズに応えるべく、物流の更なる高度化・効率化が必要となっている。

1-6. 物流分野における労働力不足への対応

昨今、物流分野においては、労働力不足を訴える業界の声が大きくなるとともに、将来的な物流の維持・確保に対する懸念が顕著になってきている。物流分野における労働力不足が、経済活動のボトルネックとなるような状況を回避する必要がある、将来にわたって国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するため、短期的な需給ギャップの改善の観点のみならず、今後、確実に進む中高年層の大量退職を踏まえた中長期的・構造的な観点からも、所要の対策を講じることが必要となっている。

このため、若年労働者に対し、これまで以上に積極的に物流分野への就労を促すほか、女性・高齢者の活用や既従事労働者の定着率向上に努めることが必要であるとともに、就業先としての魅力を向上させることが必要不可欠である。そのためには、労働条件や就業環境の改善を進めるとともに、就業先としての物流の認知度やイメージの向上のための取

1 組を行うことが必要である。また、物流現場を支える人材の確保・育成
2 を図っていくことが必要である。

3 さらに、限られた人手を効率的に活用する観点から、輸送力を最大限
4 に活用し、物流の効率化・省力化を進めることが求められる。

6 1-7. 我が国物流事業者の国際競争力の強化

7 我が国産業のアジア諸国における事業活動はますます活発になってお
8 り、また、経済成長を背景として、アジアにおける貨物量は引き続き増
9 大の傾向にある。

10 我が国産業の国際展開を物流面から支援し、我が国物流事業者の成長
11 につなげるため、我が国物流事業者の国際競争力を強化し、アジア物流
12 圏への事業展開の拡大を促進する必要がある。

13 また、我が国物流ネットワークの国際競争力強化を通じた我が国の立
14 地競争力強化に向け、物流インフラの整備を推進する必要がある。

16 1-8. 少子高齢化による地方部での配送効率の悪化への対応

17 人口減少・少子高齢化を背景として、過疎地等においては、宅配など
18 の輸送サービスの効率性の低下が深刻な問題となりつつあり、過疎地等
19 における物流ネットワークの維持に向けて、地域における関係者の連携
20 の促進や物流の効率化が必要となっている。このような取組を進めるた
21 めには、自治体が主体となって、地域関係者の合意形成等に積極的に取
22 り組むことが求められる。

24 1-9. 災害対応力の強化等の安全・安心の確保

25 巨大地震、土砂災害、水害等の災害への対応を強化するため、東日本
26 大震災の経験も踏まえ、支援物資の円滑な輸送の確保に向け、災害の発
27 生に即応した輸送体制の構築や広域拠点となる物流施設の機能強化を図
28 るなど、災害に強い物流システムの構築が必要となっている。

29 また、災害時の企業活動の継続性の確保の観点から、日頃から調達等
30 に係る輸送モードの複線化を図ることも重要である。

31 同時に、道路の防災・減災、耐震化を計画的に推進するほか、道路構
32 造物の老朽化への的確な対応と大型車の適正な道路利用を推進する必要
33 がある。

1 **1-10. 地球環境問題への対応**

2 地球環境問題に関しては、従来から、モーダルシフト推進によるCO
3 2削減やグリーン物流パートナーシップ会議を通じたグリーン物流の普
4 及促進等の取組を進めてきたところである。

5 この先、国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）（2013年
6 10月開催）決定により、2015年12月に開催予定のCOP21に先立って7月
7 に国連事務局へ提出された「日本の約束草案」においては、2030年度に
8 おける温室効果ガス削減目標が設定されたところであり、引き続き、地
9 球環境問題への対応の観点から交通流対策やモーダルシフト等を着実に
10 推進する必要がある。

Ⅲ. 今後の物流政策の具体化に向けた取組について

以下では、検討の視点に沿って、基本的な考え方及び具体化に向けた取組について述べる。

具体化に向けた取組については、今後早急に実施することが期待される。

なお、取組の中には、その実施・実現の段階までに、より長い期間の検討を要すると考えられるものも含まれているため、取組の時間軸を明らかにする観点から、中長期的・将来的な実現に向けた検討を要するものについては、その旨を記載することとする。もちろん、このような中長期的・将来的な実現に向けた検討を要するものについても、可能な限り早期の実現を図るため、速やかに検討に着手し、その具体化を図るべきである。

2. モーダルシフトの更なる展開やトラック輸送の更なる効率化に向けた施策のあり方(検討の視点②関係)

<ⅰ>モーダルシフトの更なる展開

【基本的な考え方】

トラックから、大量輸送が可能で二酸化炭素排出原単位が小さい鉄道、船舶に輸送モードを転換する「モーダルシフト」については、これまでも様々な支援施策が進められてきたところであるが、更なる地球環境問題対策の推進が求められると同時に、トラックドライバー不足対策、輸送モードの複線化の観点からも、モーダルシフトの更なる促進が必要となっている。また、モーダルシフトを進める上では、物流事業者や荷主等の多様な関係者間の連携を促すことが重要である。

(1)モーダルシフトの更なる促進の基本的な考え方

2-1. 地球環境問題への取組の観点からのモーダルシフトの更なる促進

我が国のCO₂排出量のうち、運輸部門からの排出量が17.1%（2013年度）に上ることや、「交通政策基本計画」において示されたモーダルシフトに関する取組及び数値指標を踏まえ、引き続き、地球環境問題への対応の観点からモーダルシフトを着実に推進する必要がある。

2-2. トラックドライバー不足対応の観点からのモーダルシフトの更なる促進

大量輸送機関である鉄道・船舶の利用は、トラックドライバー不足対策にも資するため、持続可能な物流ネットワークの確保につながり、荷

1 主にとってもモーダルシフトをする動機となることから、これまで以上
2 に、荷主と連携したモーダルシフトの促進が求められる。

4 2-3. 災害発生時等の事業継続・貨物量の波動対応のための輸送モードの複線 5 化の観点からのモーダルシフトの更なる促進

6 荷主企業の災害発生時等の事業継続や、貨物量の波動対応のための輸
7 送モードの複線化の観点から、モーダルシフトを促進していくべきであ
8 る。

10 2-4. モーダルシフトの担い手や関係者のあり方

11 モーダルシフトの推進には、一義的にはその担い手である貨物鉄道事
12 業者や内航海運事業者等の積極的な体制整備と営業努力が求められると
13 ころである。したがって、それらの担い手が事業の的確な運営や競争力
14 の強化によりモーダルシフトの担い手にふさわしい経営体力を備えると
15 ともに、物流政策上も、モーダルシフトの社会的な意義や今後の更なる
16 必要性も踏まえ、関係者のあり方も含め、中長期的な観点からの適切な
17 政策展開を図ることが必要であることに留意する。

19 (2) 多様な関係者間の連携の促進

20 2-5. 関係者の合意形成や合意事項の実行の円滑化

21 鉄道や船舶による貨物輸送を促進するためには、帰り荷の確保や積載
22 率の向上に向けた、異業種間の混載の取組を促進することが有効だと考
23 えられる。

24 この際、貨物の種類の違いによる臭いの移りの問題や、荷崩れ防止等
25 が課題であり、きめ細やかな調整が必要である。また、鉄道や船舶によ
26 る貨物輸送の利用を促進する上では、リードタイムや発着時刻等に関す
27 る荷主のニーズを満たすことが重要だと考えられる。

28 こうしたことから、荷主や物流事業者等の関係者の連携の促進が必要
29 である。

31 < ii > 鉄道輸送の利用促進

32 【基本的な考え方】

33 < i >に掲げた、地球環境問題への取組等の観点から、荷主の鉄道輸送
34 への関心が高まっていると考えられるが、鉄道輸送の利用を更に促進す
35 るためには、鉄道輸送の更なる利便性の向上や、輸出入コンテナの取扱いの
36 促進が必要となっている。

1
2 **(1)更なる利便性の向上**

3 **2-6. 輸送障害時の運用改善**

4 荷主がモーダルシフトを検討する上で、輸送障害時の対応が主要な懸
5 念点となっている。

6 このため、「モーダルシフト促進のための貨物鉄道の輸送障害時の代替
7 輸送に係る諸課題に関する検討会」報告書（平成27年6月）で指摘され
8 た次に掲げる取組等を含め、関係者が連携し、輸送障害時の運用の改善
9 を加速するべきである。

- 10 a. 迂回輸送列車の増発等のための迂回ルート等のシミュレーショ
11 ン、多線区に対応できる機関車の増備、運転士の配置・運用改善
12 等
13 b. トラック、船舶を活用した代替輸送体制の拡充
14 c. トップリフターの増備の促進等大型コンテナ等のコンテナの途中
15 駅での取り下ろし体制の整備
16 d. 荷主の立場に立った輸送障害時における情報提供の対応の改善
17 e. 鉄道施設管理者との連携の強化
18 f. 輸送障害対策等に対する国の支援等のあり方

19
20 **2-7. 大型コンテナの取扱駅拡大に向けた設備・機器等の整備促進**

21 大型コンテナの取扱駅の拡大に向け、トップリフターや荷役スペース
22 の整備を促進するべきである。

23
24 **(2)輸出入コンテナの取扱いの促進(国際コンテナ戦略港湾との連携)**

25 **2-8. これまでの検討を踏まえた更なる検討**

26 「輸出入コンテナ貨物における鉄道輸送促進に関する調査会」報告書
27 （平成27年3月）で指摘された事項を踏まえ、以下の視点を含め、国際
28 海上コンテナの鉄道輸送の促進に向けた更なる検討が必要である。

29
30 **2-8-1. 低床貨車の着実な実用化**

31 I S O規格の40フィート背高コンテナを鉄道で輸送するためには
32 トンネルの高さの制約等の解消が必要である。

33 このため、今後実証実験が行われる予定の低床貨車について、着実
34 な実用化を行い、背高海上コンテナの鉄道輸送可能区間の拡大を図る
35 ことが必要である。

2-8-2. オンドックレール等による貨物駅と港湾の結節の強化

ショートドレージの効率化に加え、港湾のコンテナターミナルと貨物鉄道の連携（オンドックレール等）など、貨物駅と港湾の結節の強化に向けた検討を、中長期的な課題として、引き続き行う。

< iii > 海上輸送の利用促進関係

【基本的な考え方】

< i >に掲げた、地球環境問題への取組等の観点から、荷主の船舶輸送への関心が高まっていると考えられるが、海上輸送の利用を更に促進するためには、海上輸送の更なる利便性の向上、海上輸送のメリットについての荷主へのPRの促進が必要となっている。

(1) 更なる利便性の向上

2-9. コンテナターミナルにおける外内貿コンテナの一体的取扱いの促進

コンテナターミナルにおける外内貿コンテナの一体的取扱いを進めることにより、国際フィーダー航路の更なる充実を図る必要がある。

2-10. フェリーによるトラックの無人航送の促進

トラックドライバー不足への対応及びモーダルシフトの促進のため、フェリーによるトラックの無人航送を促進する必要がある。

2-11. 海上輸送における多様なサービスの展開による利用促進

小口輸送や小口混載輸送へ対応した輸送形態、ISO規格（20ft、40ft）の国際海上コンテナの国内輸送における活用など、海上輸送での柔軟な対応及び更なる創意工夫を通じたモーダルシフトを促進する必要がある。

(2) 荷主へのPRの強化

2-12. 海上輸送のメリットについての荷主へのPRの強化

海上輸送には、定時性や輸送品質の高さ等のメリットがあるにも関わらず、こうした点について荷主に広く認識されていないと考えられる。

このため、海上輸送のメリットについて、内航海運事業者等による荷主へのPRを強化する必要がある。

1 <iv>トラック輸送の効率化

2 【基本的な考え方】

3 道路を賢く使う取組の確実な推進や、モーダルシフトの促進と併せ、ト
4 ラック輸送について共同運行により更なる効率化を図ることが、地球環境
5 問題への取組及びトラックドライバー不足への対応の観点から必要であ
6 る。

8 2-13. 幹線でのトラック輸送についての事業者間の共同運行の取組促進

9 幹線でのトラックの輸送について、物流の効率化やトラックドライバ
10 ー不足対策の観点から、事業者間での共同運行の取組を促進すべきと考
11 えられる。

12 このため、次のような取組を含め、貨物自動車運送事業者による共同
13 運行の取組を促進する必要がある。

- 14 a. 事業者間での幹線輸送における中継輸送
- 15 b. 幹線輸送における複数事業者による共同運行
- 16 c. 車両の大型化
- 17 d. データ、ITシステム、資機材の標準化

19 2-14. 道路を賢く使う取組の確実な推進

20 貨物輸送の約9割を担い、我が国の経済・社会の大動脈である道路が、
21 その役割・機能を高めていくためには、トラック輸送が抱えるドライバ
22 ー不足等の課題への対処という観点も含め、トラック輸送効率化に資す
23 る取組を強化していく必要がある。

25 (道路を賢く使う取組の確実な推進)

26 現在、道路交通の走行時間の約4割が渋滞により損失している状
27 況にある。輸送時間を短縮し、トラック輸送を効率化していくため
28 には、道路を賢く使う取組を確実に推進し、高速道路の交通量の分
29 担率を少なくとも欧米並みにする等、適切に引き上げることにより、
30 道路ネットワーク全体の最適利用の実現を図るべきである。

32 (ETC2.0の活用)

33 本格的な導入が開始されたETC2.0を、物流事業者におけるトラッ
34 クの運行管理や、事業者間共通のプラットフォームにした共同輸配送
35 のマッチングに活用するなど、情報セキュリティを確保した上で、
36 物流システム全体としての最適化を支援していくことを検討する必

1 要がある。その際、物流事業者からも品目や重量等の貨物データが
2 道路管理者側にフィードバックされるシステムを構築し、社会的に
3 有効に使われるものとするとも検討する必要がある。

4 5 **(大型車の適正な通行)**

6 0.3%の重量超過車両が道路橋に与える影響は全交通の約9割を
7 占め、道路を劣化させる主要因となっている。このため、これまで
8 実施してきた大型車の適正通行を促進する取組に加え、適正利用者
9 に対しては、ETC2.0装着車への特車通行許可の簡素化を行うとともに、
10 大型車誘導区間の改善を進め、将来的には、諸外国の例を参考
11 として重量規制の見直しを検討するなど、効率的な輸送に資する取
12 組を進めていく必要がある。

13 一方、過積載等の違反者に対しては、動的荷重計測 (Weigh-in-m
14 otion) による自動取締りの強化、違反車両への高速道路割引停止
15 措置の統一化などの更なる厳罰化を行い、更なるメリハリの効いた
16 取組を進めていく必要がある。

17 なお、本年7月の国土幹線道路部会の中間答申にも示されている
18 が、今後の維持修繕・更新のための財源確保について、一般道路に
19 おける大型車対距離課金の導入など、幹線道路の将来の維持管理費
20 のあり方などについて、諸外国における事例も参考に、広く意見を
21 聴取しつつ、税金による負担との関係も含め、これまで以上の課題
22 認識をもって検討すべきである。

23 24 **(先進的・先端的な取組への挑戦)**

25 上記のETC2.0を活用した取組の充実に加え、更なる革新的な技術
26 の積極的な導入を進めることにより、道路が国内外の物流を含め経
27 済・社会システムのイノベーションを創出し、我が国が道路を賢く
28 使う世界のトップランナーとなる、という意気込みを持ち、先進的・
29 先端的な取組に挑戦すべきである。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

3. 国際コンテナ戦略港湾(京浜港、阪神港)、貨物鉄道等の既存インフラ施策とソフト施策との連携を通じたストック効果の一層の発現の観点からの物流の高度化・効率化に向けた施策のあり方(検討の視点③関係)

＜i＞ 鉄道貨物輸送の機能強化

【基本的な考え方】

貨物鉄道を利用した長距離の海上コンテナ輸送の取組が試みられるとともに、貨物駅付近への物流施設開発を積極化する動きが見られるなど、鉄道貨物駅の物流拠点としての重要性が増している。こうしたことから、貨物鉄道のストック効果を更に引き出し、物流の高度化・効率化につなげるため、輸送障害時の運用改善のようなソフト施策と、31フィートコンテナの取扱駅拡大、低床貨車の着実な実用化、オンドックレール等による貨物駅と港湾の結節の強化といった設備面の拡充の組み合わせが必要である。

3-1. 輸送障害時の運用改善

貨物鉄道においてより多くの貨物を取り扱い、更なるストック効果を発現させていくためには、荷主の主要な懸念点である輸送障害時の対応に関して、関係者が連携し、運用の改善を加速するべきである。(詳細については2-6参照)

3-2. 設備面の拡充

3-1で挙げた運用改善の取組とあわせ、以下のような設備の整備を促進することなどにより、貨物鉄道での貨物の取り扱いを増やし、更なるストック効果を発現していくことが必要である。(詳細については2-7及び2-8参照)

- a. 大型コンテナの取扱駅の拡大に向けたトップリフターや荷役スペースの整備
- b. ISO規格の40フィート背高コンテナの輸送に向けた低床貨車の着実な実用化
- c. オンドックレール等による貨物駅と港湾の結節の強化

1 < ii > 海上輸送の機能強化

2 【基本的な考え方】

3 国際コンテナ戦略港湾等のストック効果を更に引き出し、物流の高度化・
4 効率化につなげるため、コンテナターミナルにおける外内貿コンテナの一
5 体的取扱い、小口輸送や小口混載輸送等の多様なサービス展開といった取
6 り組みの促進が必要である。

8 3-3. コンテナターミナルにおける外内貿コンテナの一体的取扱いの促進

9 コンテナターミナルにおける外内貿コンテナの一体的取扱いを進める
10 ことにより、国際フィーダー航路の更なる充実を図る必要がある。

12 3-4. 海上輸送における多様なサービスの展開による利用促進

13 小口輸送や小口混載輸送へ対応した輸送形態、I S O規格（20ft、40f
14 t）の国際海上コンテナの国内輸送における活用など、海上輸送での柔軟
15 な対応及び更なる創意工夫を通じて海上輸送での貨物の取扱量の増加に
16 つなげていく必要がある。

18 < iii > コンテナラウンドユースの取組促進

19 【基本的な考え方】

20 往路又は復路のいずれかが空となる海上コンテナのトラック輸送におい
21 て、内陸コンテナターミナルの活用等によりコンテナの往復利用（ラウン
22 ドユース）を行うことは、物流の効率化のみならず、二酸化炭素の排出量
23 削減や労働力不足対策にも資することから、取組の促進が期待されるこ
24 ころである。今後の取組促進のためには、関係者間の連携によるコンテナの
25 マッチングの促進や、インランドデポの利活用等の促進が必要である。

27 3-5. 関係者の連携促進に向けた環境の整備

28 コンテナラウンドユースの実施に当たっては、関係者間の連携が必須
29 であるが、船会社、ドレイジ業者、荷主等関係者が多様であることから、
30 マッチングのコーディネーター（調整役）が必要となる。

31 このため、マッチングが容易となるような場を設ける等、個々の企業
32 の連携を促進する仕組みが必要である。その際、マッチング情報の共有
33 化や標準化は重要であり、ETC2.0の活用、SNSの活用、その他の方策
34 の検討を深めるとともに、関係情報の取扱いのあり方の検討も深める必
35 要がある。

1 **3-6. インランドデポの利活用等の促進**

2 コンテナラウンドユースを促進するために共同利用に供するインラン
3 ドデポの機能の確保・充実、利活用促進を図る必要がある。

4
5 **<iv> 広域的な物流効率化**

6 **【基本的な考え方】**

7 物流ネットワークを広域的な視点から捉え、効率化・高度化していくた
8 めには、高速道路、国際コンテナ戦略港湾、国際拠点空港といった広域物
9 流を支える主要インフラを活かし、物流拠点とこれら物流インフラとのア
10 クセスの円滑化等を講じていくべきである。

11
12 **3-7. 高速道路沿いの物流拠点の整備**

13 圏央道を始めとする高速道路のインターチェンジ近傍に整備されるイン
14 ンランドデポを含む物流拠点について、インフラのストック効果の発現
15 にもつなげつつ、広域的な物流を効率化する観点から、適切に政策の対
16 象として捉え、施策を講じる必要がある。

17 その際、物流拠点へのアクセス道路の整備はもとより、資金や用地の
18 適切で円滑な確保、周辺地域との円滑な関係の確立等の観点からの検討
19 も行う必要がある。

20
21 **3-8. 国際コンテナ戦略港湾や国際拠点空港の周辺での物流の円滑化**

22 国際コンテナ戦略港湾や国際拠点空港と内陸部等の貨物の発着地との
23 間の物流の円滑化・活発化を促進する施策を講じる必要がある。

24

4. 大都市の活力を物流面から更に高める観点からの施策のあり方(検討の視点④関係)

< i >都市内物流のマネジメント

【基本的な考え方】

物流活動が周辺交通や環境に与える影響をできる限り抑制し、まちの魅力を高めるため、物流施設と住宅との混在防止を図るべく、これらの計画的な立地を通じた都市機能の適正配置を推進するのはもちろんのこと、地域内のオフィスビルや住宅等への必要な物流を円滑かつ効率的に確保する観点から、各地域の特性に応じて都市内物流のマネジメントを行う必要がある。この場合、物流事業者、荷主等の地域の関係者が主体となった取組が重要であり、都市内物流のあり方や取組の進め方等に関する合意形成を図り、確実かつ持続的にこれを実現していくことが求められる。

また、建築物内での円滑で効率的な物流の確保等を十分に考慮した建築物の設計・運用、宅配便の再配達削減等による都市内物流の効率化を推進する必要がある。

なお、大都市における取組を検討するに当たっては、当該地域に係る物資流動調査等の各種調査結果を十分に活用することが重要である。

4-1. 物流に関するエリアマネジメントの促進

物流活動が集中する大都市の駅周辺等の商業地域等においては、物流活動による周辺交通や環境への影響が大きいと考えられる。このような中心市街地等の人流と物流が一定程度錯綜する地域や物流が集中する地域等において、路上荷捌きを減らし、周辺交通や環境への影響をできる限り抑制するとともに、安全で回遊性の高い歩行空間や良好な景観の創出等によりまちの魅力を高める必要がある。

このため、地域における共同配送、荷捌き施設の共用化、地域における荷捌き等の物流ルールの策定・合意形成等の取組を促進する必要がある。

その際には、

- a. 取組を進める主体
- b. 取組を進める地域の範囲
- c. 地域の物流ルールの具体的内容

を十分に検討することが重要である。

1 4-2. 物流を考慮した建築物の設計・運用

2 高層ビル等の大規模建築物の設計や運用が必ずしも物流を考慮したも
3 のとはなっておらず、必要な人数や時間、肉体的な負担が増加し、物流
4 の効率化・円滑化の阻害要因となっているとの指摘がある。

5 既に工業製品の設計の分野では、サプライチェーンマネジメントの最
6 適化を図り、経済的な包装や、輸送に適した製品設計を行うデザイン・
7 フォー・ロジスティクス（DFL）という考え方が重視されるようになって
8 いる。建築物に関しても、建築物内へのスムーズな貨物の搬入や屋
9 内移動の確保等が図られるよう、例えば次のような取組を含め、円滑で
10 効率的な物流の確保を考慮した設計や運用を促進する必要がある。

- 11 a. 大規模建築物の設計(ハード)と運用(ソフト)一体での物流の最適化の
12 検討
- 13 b. 大規模建築物の設計段階及び工事段階での、荷捌き施設のあり方や荷
14 捌きルール等に関する物流事業者の参画と助言
- 15 c. 高層ビル等における館内物流全体の最適化のための、宅配便以外の物
16 流を含む物流全体に係る入館管理、荷捌き駐車場、荷捌きスペース、
17 貨物用エレベーター等の一括管理の実施や、費用負担についての関係
18 者間での調整

19 20 4-3. 宅配便の再配達削減

21 インターネット通販の利用増などを背景に宅配便取扱量が急増してお
22 り、再配達の回数も多くなっている。

23 こうしたことから、地球温暖化対策やトラックドライバー不足対策、
24 利用者利便の向上のため、受取方法の多様化や消費者への通知等につい
25 て、宅配便事業者等の関係者の連携の下で、共同での取組を進める必要
26 がある。

27 これについては、現在開催中の「宅配の再配達の削減に向けた受取方
28 法の多様化等の促進に関する検討会」での内容を踏まえ、本年秋以降に
29 検討を深めることとする。

30 31 < ii > 都市鉄道等の旅客鉄道による貨物輸送

32 【基本的な考え方】

33 トラックドライバー不足への対策として、都市鉄道等の旅客鉄道の輸送
34 力を活用した貨物輸送が有効だと考えられるため、こうした取組を促進す
35 るための施策が必要である。

1 4-4. 都市鉄道等の旅客鉄道の輸送力を活用した貨物輸送の促進

2 地球温暖化対策、トラックドライバー不足対策等の観点から、トラック
3 輸送の効率化を進めるため、都市鉄道等の旅客鉄道の空きスペースや
4 空き時間帯等の輸送力を活用した貨物輸送の促進に向けた検討が必要で
5 ある。

6 **< iii > 地域の関係者の合意形成・実行の促進**

7 **【基本的な考え方】**

8 上記< i >< ii >に掲げた取組は、多様な関係者間での合意を形成した
9 上で、関係者の連携の下で進める必要があるため、こうした関係者の合意
10 形成や実行の円滑化に向けた施策の検討が必要である。
11

12 13 4-5. 関係者の合意形成や合意事項の実行の円滑化

14 関係者の連携と役割分担、費用負担のあり方等についての協議や合意
15 形成を実現し、地域の特徴に応じた効果的な取組を可能とするため、多
16 様な関係者間での合意形成や合意事項の実行を円滑化するための施策を
17 講じる必要がある。
18

19 4-6. 地域内外の関係者や国民の物流に関する理解と協力

20 上記のような取組を進める上では、まちの魅力の向上、建物側のニー
21 ズ、消費者利便等と、物流の効率性、物流事業者のニーズ、物流従事者
22 の負担をうまく調和させ、バランスをとる観点から、広く地域内外の関
23 係者や国民の物流に関する理解を高めることが重要である。

5. 過疎地等における持続可能な物流ネットワークの構築に向けた施策のあり方(検討の視点⑤関係)

< i >「地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会」報告書 で指摘された事項も踏まえた検討の深掘り

【基本的な考え方】

過疎地等においては、貨物の集配効率が都市部と比べ著しく低く、ドライバー等の労働力不足を背景に、今後の物流ネットワークの維持が困難になることが見込まれるところである。このため、行政として、物流サービスの質及び生産性の地域間での差異が生じつつある中で、持続可能な物流ネットワークの維持・確保に向けて、以下に掲げる観点で、地域における新たな輸送システムの構築や、公共交通事業者の輸送力を活用した貨客混載等の取組を促進する必要がある。また、過疎地等の条件不利地域までの輸送についても、輸送効率が低く、対策が必要な区間を対象に、これに準じた取組を進める必要がある。

さらに、このような取組を進めるためには、地域の関係者がまとまった上で、どのような物流サービスのあり方が望ましいかについて合意形成を図り、一体となって実行に移す必要がある。このような地域の自主的な取組を促進するためには、地域の関係者の合意形成・実行に関する体制の整備やその円滑化が求められる。

(1) 持続可能な物流ネットワークの維持・確保に向けた地域における取組の促進

5-1. 「小さな拠点」を核とした新たな輸送システムの構築

持続可能な物流ネットワークを確保し、個別訪問サービスの効率的・効果的な提供を図ることが必要である。また、都市部から地方部への物流が大きな比重を占める中、農産物等の地域産品の出荷等の逆方向の物流を促進し、地域経済の循環促進を図ることも重要である。

このため、「小さな拠点」を核とした貨物輸送の共同化及び生活支援サービスとの複合化による新たな輸送システムの構築を促進する必要がある。

5-2. 公共交通事業者の輸送力を活用した貨客混載及び自家用自動車等を活用した有償貨物運送

物流ネットワークの維持が懸念される離島、過疎地等の条件不利地域においては、物流の効率性を高めるため、当該地域に係る様々な車両の運行をマッチングし、共同化・複合化することが重要であり、このような観点から、必要な環境整備を図っていく必要がある。

具体的には、例えば、公共交通事業者の輸送力を活用した貨客混載及び自家用自動車等を活用した有償貨物運送を可能とする、以下の(ア)、(イ)のような観点からどのように施策を講じるべきか等について、検討を進める必要がある。

(ア) 公共交通事業者の輸送力を活用した貨客混載

物流ネットワークの維持の観点から、バスや鉄道の輸送力を活用した貨物輸送をどのように促進するか検討を進める必要がある。

(イ) 自家用自動車等を活用した有償貨物運送

「地域公共交通活性化再生法」に基づくスキーム（地方公共団体が「地域公共交通網形成計画」に即した地域公共交通再編実施計画を作成し、国土交通大臣が認定した場合、認定を受けた当該計画に記載された地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、少量貨物運送が可能になる）等を踏まえ、地域における物流ネットワークをどのように維持・確保していくのか検討を進める必要がある。

例えば、一定の条件不利地域における宅配等のサービスとして、対象を居住者の食料品、日用品等の配達や農林水産物の出荷等の少量貨物の運送に限った上で、安全性の確保や当該地域に係る貨物自動車運送事業者の事業運営を妨げないなど一定の条件を満たした場合に、自家用有償旅客運送者の自家用自動車等を活用した有償での貨物の運送を認めるような施策を講じるべきか検討を進める必要がある。この場合、地域によっては、地元の貨物自動車運送事業者との連携を図ることで、より効果的な取組が可能となる場合があることに留意すべきである。

1 **(2)地域の関係者の合意形成・実行の促進関係**

2

3 **5-3. 関係者の合意形成や合意事項の実行の円滑化**

4 関係者の連携と役割分担、費用負担のあり方等についての協議や合意
5 形成を促進し、自治体の主体的な関与の下、地域の関係者が連携し、地
6 域の特徴に応じた効果的な取組を可能とする必要がある。

7 このため、

8

9 (ア) 地域の多様な関係者から構成される協議会の設立や地域において
10 形成された合意を維持するための仕組みの検討を進めるなど、関係
11 者の合意形成や合意事項の実行を円滑化するための施策を講じる必
12 要がある。

13 (イ) 関係者の取組や合意形成を促す地域のリーダーの育成や、複数のサ
14 ービスを複合化するにあたって求められる広範な業務知識の習得等
15 の人材育成が過疎地等においては極めて重要であり、これらにも併
16 せて取り組むことが必要である。

17

18 **5-4. 地域内外の関係者や国民の物流に関する理解と協力**

19 上記のような取組を進める上では、物流事業者や荷主のみならず、地
20 域のNPOや地場の事業者、自治体、ひいては地域住民を含む国民の物流に
21 関する理解を高めるとともに、これら関係者相互の理解を深めること
22 が重要である。

23

6. 物流施設の機能強化や災害対応力向上に向けた施策のあり方(検討の視点⑥関係)

【基本的な考え方】

物流施設の機能強化や災害対応力向上に対応するため、これまでも、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき、立地要件や設備要件を満たす「特定流通業務施設」の立地促進を図ってきたところであるが、首都圏三環状道路の整備の進展等の中での物流拠点のあり方を念頭に置きつつ、トラックドライバー不足、地球環境問題への対応、災害リスクの高まり等の喫緊の課題への対応も必要となっている。

なお、物流施設という「点」の立地等を考える際には、道路等の主要インフラとの連携や輸送と保管の円滑な接続を進め、「面」としての広域的な物流ネットワーク全体の視点から検討することが必要である。

(1) 物流施設の機能強化

6-1. 物流事業の生産性向上に資するような物流施設の整備の促進

輸送過程で発生している荷待ち時間等を解消し、物流事業の生産性向上に資するような物流施設の整備の促進に係る施策の検討が必要である。

その際、例えば、貨物自動車運送事業者のトラックの運行拠点と大型倉庫を併設するなど物流拠点での保管等との円滑な接続を確保する取組の検討を行う必要がある。

(2) 物流施設における地球環境問題対応

6-2. 地球環境問題に配慮した物流施設の整備

地球環境問題に配慮した物流施設の整備を進め、物流施設に対する環境規制の強化に対応するため、物流施設におけるノンフロン冷媒への転換や、省エネ化に資する支援等を引き続き行う必要がある。

(3) 物流施設と物流ネットワークを構成する道路の災害対応力の強化等

6-3. 物流施設における災害対応力の強化

円滑な支援物資物流の確保に向け、広域物資拠点である物流施設における災害対応力を強化するため、各ブロックで国、自治体、物流事業者等を構成員とする協議会を開催し、関係者の連携体制の強化を図るとともに、災害時の物流機能維持に資する非常用設備の導入等を引き続き進める必要がある。

1 また、災害時の企業活動の継続を確保する観点からは、荷主と物流事
2 業者とが連携した事業継続計画（BCP）の策定を促進すべきである。

3 4 **6-4. 物流施設の老朽化対策**

5 湾岸地区を中心とした物流施設の老朽化への対応に向けた取組を引き
6 続き進める必要がある。

7 8 **6-5. 道路の防災対策、老朽化対応等**

9 物流ネットワーク全体の防災力の強化の観点から、道路の防災・減災、
10 耐震化を計画的に推進する必要がある。また、道路構造物の老朽化への
11 的確な対応と大型車の適正な道路利用を推進する必要がある。

7. 物流分野での先進的技術の導入・活用に向けた施策のあり方(検討の視点⑦関係)

【基本的な考え方】

物流の高度化・効率化や労働力不足対策、環境対策のためには、物流分野での先進的技術の導入・活用を積極的に進めるべきである。具体的には以下に掲げるような技術の活用が望まれる。

7-1. 物流分野での先進的技術の導入・活用促進

物流の高度化・効率化や労働力不足対策、環境対策のためには、物流分野での先進的技術の導入・活用を積極的に進める必要があると考えられるが、具体的には以下に掲げるような技術の活用が望まれる。

- a. I T S の活用
- b. 自動運転、燃料電池等の技術の活用
- c. 就業環境の改善に向けたパワーアシストスーツの活用促進
- d. 物流に関する情報の標準化や見える化の促進（物流事業者の国際競争力の強化や生産性向上、荷主の理解促進等にどのようなつながるか。）

なお、I C タグについては、物流の効率化・見える化等に一定の効果があると考えられるものの、その普及に当たっては、導入に係るコストや関係者の理解等の課題の解決が必要となる。

また、ビッグデータ等の活用や物流の見える化を通じて、物流の効率化、全体最適化、物流事業者の経営基盤強化等を促す観点から、どのような施策が考えられるか、引き続き検討が必要である。

8. 物流事業者の国際競争力の強化に向けた施策のあり方(検討の視点⑧ 関係)

【基本的な考え方】

我が国産業のアジア諸国における事業活動を支え、経済成長を背景としたアジアにおける貨物量の増大を取り込む観点から、我が国物流事業者の海外展開の拡大が望まれる。そのためには、物流事業者の海外展開に向けた環境整備に加え、国際競争力の強化に向けた、人材育成、ITの活用、物流資機材の標準化等を促進する必要がある。

8-1. 物流事業者の海外展開に向けた環境整備及び国際競争力の強化

我が国産業のアジア諸国における事業活動を支え、経済成長を背景としたアジアにおける貨物量の増大を取り込む観点から、我が国物流事業者の海外展開の拡大が望まれる。

こうしたことから、我が国物流事業者が国際物流におけるトップランナーとしての位置づけを獲得していくという観点から、どのような施策を講じるべきか検討を進める必要がある。具体的には、物流事業者の海外展開に向けた環境整備に加え、国際競争力の強化に向けた、人材育成、ITの活用、物流資機材の標準化等を促進する必要がある。

8-2. 我が国物流ネットワークの国際競争力強化

国内外のよりシームレスな輸送を実現し、我が国物流ネットワークの国際競争力を強化するため、三大都市圏環状道路を始めとする高規格幹線道路網の整備や、空港・港湾等の交通拠点へのアクセス道路の整備など、物流インフラの整備を推進する必要がある。

また、これらのインフラの有効活用の観点から、物流事業者による事業運営の効率化や事業者間連携による物流システムの改善等に向けた対策を進める必要がある。

9. その他

本年4月30日の合同部会で示された「検討の視点」①から⑧以外に、例えば以下のような事項についても、論点として取り上げられた。

- a. 物流について消費者に身近な問題として理解してもらうためにはどのような取組が有効だと考えられるか。また、教育の場で物流についてどのように取り扱うべきだと考えられるか。
- b. 多様な関係者間の連携の促進について、どのような進め方が考えられるか。
- c. トラック輸送の安全性を高める観点において、どのような取組が考えられるか。
- d. 航空物流の物流全体の中での位置付けや今後のあり方等について、どのように考えるか。
- e. 超小型モビリティ（超小型EV等）について、どのような物流への活用可能性が考えられるか。
- f. 災害発生時に備えた食料品等の物資の供給や備蓄について、どのような取組が考えられるか。

1 IV. 今後の進め方に関する留意点

2

3 これまで述べたとおり、物流をめぐる諸課題及び今後講ずべき施策は様々
4 であり、広範にわたるものになっている。これらについて検討・取組を進め
5 ていく際には、緊急性・重要性も勘案しつつ効果的に進めることが望まれる。

6 このため、具体的には、上記のうち、

- 7 ・貨物鉄道の輸送障害発生に備えた対応の強化・体制構築（2－6．
8 関係）
- 9 ・大型コンテナの取扱駅拡大に向けた設備等整備促進（2－7．関係）
- 10 ・低床貨車の実用化による背高海上コンテナの鉄道輸送の促進（2－
11 8－1．関係）
- 12 ・都市内での環境対策やトラックドライバー不足対策にも資する、都
13 市鉄道等の旅客鉄道の輸送力を活用した貨物輸送の促進（4－4．
14 関係）
- 15 ・地方部での配送効率の悪化への対応にも資する、過疎地等における
16 公共交通事業者の輸送力を活用した貨客混載及び自家用自動車等を
17 活用した有償貨物運送（5－2．関係）
- 18 ・物流事業の生産性向上に資するような物流施設の整備の促進（6－
19 1．関係）
- 20 ・非常用設備の導入等物流施設における災害対応力の強化（6－3．
21 関係）

22 等の喫緊の課題に関する事項については、可及的速やかに検討を進め、関係
23 方面との調整を急ぐべきである。

24

25 その他の事項については、本年秋以降、検討を深めることとする。また、
26 「検討の視点」に関係し、これまで各小委員会で詳しく議論を行っていない
27 事項についても、本年秋以降に検討を深めることとする。

(参考)

基本政策部会・物流部会委員名簿

(50音順、敬称略)

◎は部会長

<社会資本整備審議会 道路分科会 基本政策部会>

あさくら やすお
朝倉 康夫 東京工業大学大学院教授

◎いえだ ひとし
◎家田 仁 東京大学・政策研究大学院大学教授

いしだ はるお
石田 東生 筑波大学大学院教授

おおぐし ようこ
大串 葉子 新潟大学経済学部准教授

おおた かずひろ
太田 和博 専修大学商学部教授

かつま かずよ
勝間 和代 経済評論家・中央大学ビジネススクール客員教授

くさの みつよ
草野 満代 キャスター

くぼた ひさし
久保田 尚 埼玉大学大学院教授

ねもと としのり
根本 敏則 一橋大学大学院教授

はとう えいじ
羽藤 英二 東京大学大学院教授

ひょうどう てつろう
兵藤 哲朗 東京海洋大学教授

やい てつお
屋井 鉄雄 東京工業大学大学院教授

<交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会>

うえむら た え こ
上村 多恵子 (一社) 京都経済同友会理事

えんかわ た か お
圓川 隆夫 東京工業大学名誉教授

おおぐし よう こ
大串 葉子 新潟大学経済学部准教授

おかだ たかし
岡田 孝 (株) 日本総合研究所主席研究員

くせ ひろひと
苦瀬 博仁 流通経済大学流通情報学部教授

こばやし きよし
小林 潔司 京都大学経営管理大学院経営研究センター長・教授

すみの としひこ
住野 敏彦 全日本交通運輸産業労働組合協議会議長

たかおか み か
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

ながみね よしみ
永峰 好美 読売新聞東京本社編集委員

にしむら えつこ
西村 悦子 神戸大学大学院准教授

ねもと としのり
根本 敏則 一橋大学大学院教授

のじり としあき
◎野尻 俊明 流通経済大学学長

はとう えいじ
羽藤 英二 東京大学大学院教授

ふたむら まりこ
二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授

やの ゆうじ
矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授

基本政策部会・物流部会開催実績

第1回：平成27年4月30日（木）

- 物流部会長の互選
- 物流をめぐる状況について
- 検討の視点について
- 今後の検討の進め方について

第2回：平成27年8月21日（金）

- 「今後の物流政策の基本的な方向性等について」に関する基本政策部会・物流部会における審議の中間取りまとめ(案)について
- 今後の検討の進め方について

各小委員会委員名簿

(50音順、敬称略)

◎委員長 ○委員長代理

<社会資本整備審議会 道路分科会 基本政策部会 物流小委員会>

- あさくら やすお
朝倉 康夫 東京工業大学大学院教授
- おおぐし ようこ
大串 葉子 新潟大学経済学部准教授
- ねもと としのり
◎根本 敏則 一橋大学大学院教授
- はとう えいじ
羽藤 英二 東京大学大学院教授
- ひょうどう てつろう
○兵藤 哲朗 東京海洋大学教授

<交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会 物流体系小委員会>

- おかだ たかし
岡田 孝 (株)日本総合研究所主席研究員
- こばやし きよし
○小林 潔司 京都大学経営管理大学院 経営研究センター長・教授
- ねもと としのり
◎根本 敏則 一橋大学大学院教授
- はとう えいじ
羽藤 英二 東京大学大学院教授
- ふたむら まりこ
二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授

<交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会 物流サービス小委員会>

- えんかわ たかお
○圓川 隆夫 東京工業大学名誉教授
- おおぐし ようこ
大串 葉子 新潟大学経済学部准教授
- くせ ひろひと
◎苦瀬 博仁 流通経済大学流通情報学部教授
- のじり としあき
野尻 俊明 流通経済大学学長
- やの ゆうじ
矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授

物流小委員会・物流体系小委員会開催実績

第1回：平成27年5月29日（金）

○関係者ヒアリング

- ・トヨタ自動車株式会社
- ・イオングローバルSCM株式会社
- ・井本商運株式会社
- ・味の素株式会社
- ・全国物流ネットワーク協会

○意見交換

第2回：平成27年6月19日（金）

○関係者ヒアリング

- ・大和ハウス工業株式会社
- ・日本貨物鉄道株式会社
- ・日本通運株式会社
- ・埼玉県
- ・パナソニック株式会社

○意見交換

第3回：平成27年7月23日（木）

○関係者ヒアリング

- ・株式会社富士ロジテック
- ・株式会社白石倉庫

○報告（鉄道輸送の促進に向けた取組について）

○中間取りまとめに向けた論点整理案について

○意見交換

第4回：平成27年8月7日（金）

○小委員会における審議の中間取りまとめ案について

○意見交換

物流小委員会・物流サービス小委員会開催実績

第1回：平成27年6月8日（月）

○関係者ヒアリング

- ・高知県
- ・ヤマト運輸株式会社
- ・日本郵便株式会社

○意見交換

第2回：平成27年6月26日（金）

○関係者ヒアリング

- ・吉祥寺活性化協議会
- ・株式会社エックス都市研究所
- ・佐川急便株式会社

○報告（過疎地等における物流のあり方検討会報告の概要等について）

○意見交換

第3回：平成27年7月23日（木）

○中間取りまとめに向けた論点整理案について

○意見交換

第4回：平成27年8月10日（月）

○小委員会における審議の中間取りまとめ案について

○意見交換